

新型コロナウイルス感染症にかかる令和4年度奈良県立高等学校 入学者選抜に関するガイドライン

令和3年12月7日
奈良県教育委員会

令和4年度奈良県立高等学校入学者選抜の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じて行う。

1 出願について

中学校教職員等による持込み又は郵送とする。

- ① 自動車を利用する場合、高等学校が願書を受け付けている間は車で待機する等、出来る限り接触を避ける。
- ② 電車を利用する場合も、十分感染予防対策を講じることとする。
- ③ 郵送の場合、郵送と同時に、出願する高等学校に電話で連絡すること。

2 中学校において感染者等が発生した場合の対応について ※別紙参照

(1) 新型コロナウイルスに感染し、学力検査等の当日までに完治しない者
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。

(2) 濃厚接触者としてPCR検査を受けた者

- ① 検査当日までにPCR検査の結果が出ない場合
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
- ② PCR検査で陽性となり、学力検査等の当日までに完治しない場合
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
- ③ PCR検査で陰性となり、学力検査当日に出席停止となっている場合
出願した高等学校の別室で学力検査等を受検する。

(3) 接触者としてPCR検査を受けた者

- ① 検査当日までにPCR検査の結果が出ない場合
出願した高等学校の別室で学力検査等を受検する。
- ② PCR検査で陽性となり、学力検査等の当日までに完治しない場合
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
- ③ PCR検査で陰性となった場合
出願した高等学校で学力検査等を受検する。

※2の(2)③及び(3)①に該当する者については、公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

3 検査当日の発熱・咳等の症状のある受検者について

(1) 検査開始前（1時間目の検査問題配布が始まる前）に、発熱・咳等の症状について、中学校からの申し出又は本人の申し出があった場合、追検査による対応を提示する。
その場合の追検査は、検査当日のPCR検査で陽性になった場合（新型コロナウイルス

ス感染症の罹患が後刻判明した場合を含む。)は新型コロナウイルス対応の追検査、それ以外は令和4年3月23日(水)実施の追検査とする。ただし、検温等を経て、受検可能な状態と判断できる場合は、別室での受検は可能とする。

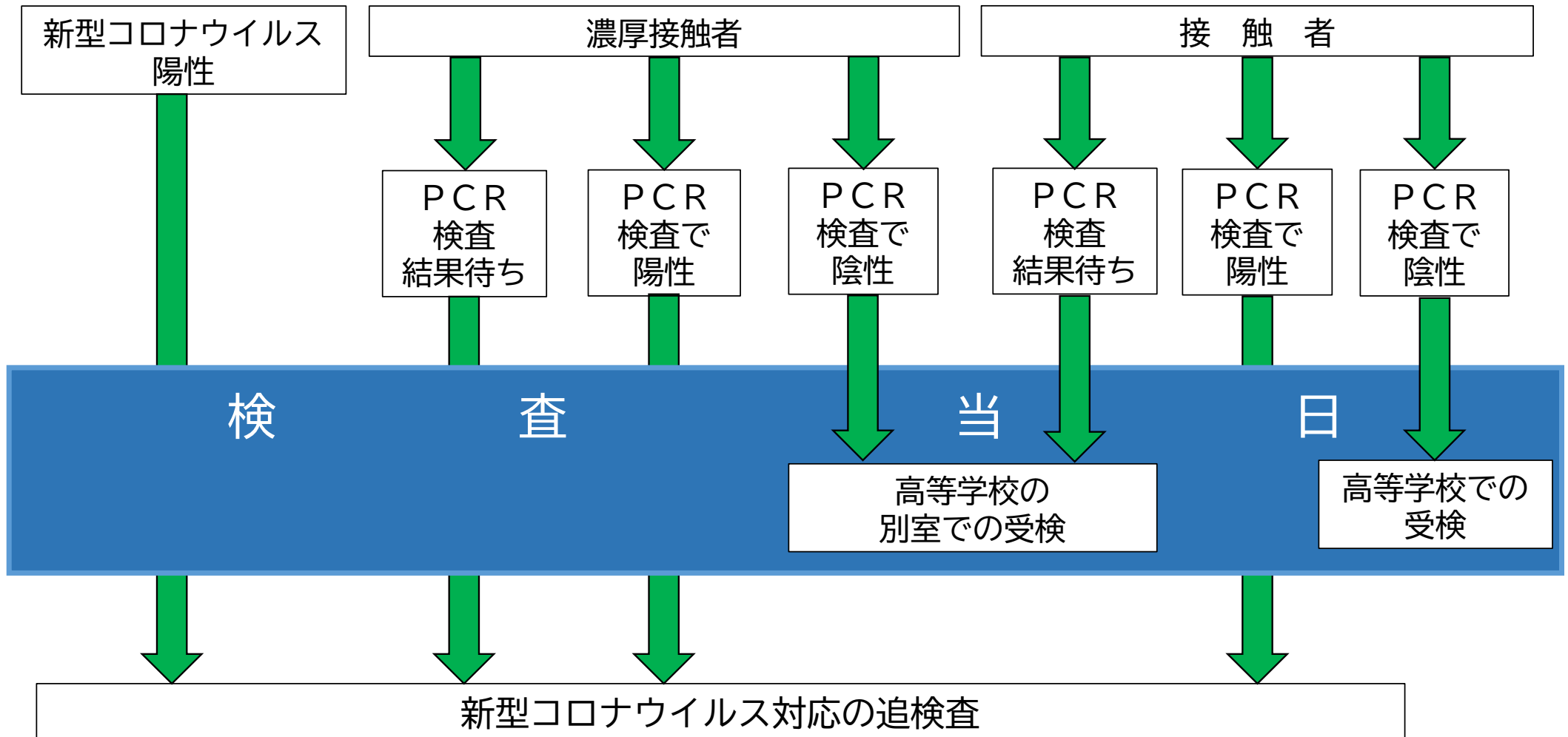
(2) 別室での受検となった場合、可能な限り個室とする。個室が難しい場合は、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。ただし、濃厚接触者、接触者及びインフルエンザ等すでに病名の判明している受検者は、それぞれ別の部屋での対応とする。

4 新型コロナウイルス対応の追検査について

- ① 対象の選抜の学力検査と同じ教科の学校独自検査(口頭試問)を行う。
- ② 奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科(シェフコース、パティシエコース)の追検査は設定しない。

5 受検者に対する要請事項について

- (1) 発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。
- (2) 検査当日は、各自マスクを持参し、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食等における他者との接触・会話を控えること。
- (3) 検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、防寒着の着用を認める。防寒着が必要な場合は、各中学校の規定に合ったものを持参すること。ただし、英単語や漢字の書かれていないものとする。(実施要項85ページ Q&A参照)
- (4) 日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避等、感染予防対策を講じること。
- (5) 検査2週間前から健康観察の記録とともに行動の記録(特に、家族以外の人との接触した記録)をとっておくこと。



※ 検査前日に濃厚接触者が特定できない場合は、市町村教育委員会等と県教育委員会で別途協議する。
ただし、検査前日の内に濃厚接触者が特定でき、上図に示す対応が可能な場合は、図示のと通りの受検とする。